

NPO行徳自然ほごくらぶ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人はNPO行徳自然ほごくらぶという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を千葉県市川市福栄4丁目27番2号 原島方に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、水鳥をはじめとする多くの野生生物が生息できる湿地環境の保全と復元を理念とし、会員のほか不特定多数の人々に対して、自然とふれあう機会を提供し、自然保護の意義と知識の普及啓蒙をはかり、野生生物の生息環境の保全と復元のための事業を実施するなど、自然環境の保全をはかる活動をおこない、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

環境の保全を図る活動。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業。

- (1) 自然保護の意義と知識の普及啓蒙に関する事業。
- (2) 野生生物の良好な生息環境の確保、保全、改善および復元に関する事業。
- (3) 野生生物についての調査および研究に関する事業。
- (4) 傷病野生生物の保護および救護に関する事業。
- (5) 行徳内陸性湿地の管理および運営に関する事業。
- (6) この法人の活動についての広報に関する事業。
- (7) 以上のほか、この法人の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の6種とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 運営会員 この法人の目的に賛同し、運営会員として入会した個人又は団体。
- (2) 普通会員 この法人の目的に賛同し、普通会員として入会した個人。
- (3) ジュニア会員 この法人の目的に賛同し、ジュニア会員として入会した個人（ただし、18歳以下の者に限る）。
- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助会員として入会した個人。

(5) 法人・団体会員 この法人の目的に賛同し、法人・団体会員として入会した法人又は団体。

(6) 電子会員 この法人の目的に賛同し、電子会員として入会した個人。

(入会)

第7条 運営会員の資格に一切の条件を付さない。

2 運営会員として入会しようとするものは、理事会において別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、すみやかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 その他、入会に関する事項は理事会において別に定める。

(会費)

第8条 運営会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 運営会員以外の会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 運営会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は運営会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

2 運営会員以外の会員が、前項第2号及び第3号並びに第4号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(退会)

第10条 運営会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 その他、退会に関する事項は理事会において別に定める。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令又はこの法人の定款及び規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上12名以内

(2) 監事 1名

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 各理事は、この法人を代表し、理事長は、この法人の業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、役員の職務について報酬を受けることはできない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、運営会員をもって構成する。

(機能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告および収支決算
- (5) 役員を選任および解任
- (6) 会費の額
- (7) その他、この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 運営会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した運営会員の中から選任する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第26条 総会は運営会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席した運営会員の3分の2以上の同意がある場合には、この限りではない。

2 総会の議事はこの定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各運営会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した運営会員は、前2条及び次条第1項の規定については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、この法人と運営会員の関係につき議決する場合には、その運営会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 運営会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほかは、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会が議決した事項の執行に関する事項

(3) 事業計画および収支予算

(4) 事業計画および収支予算の変更

(5) 事務局の組織および運営に関する事項

(6) その他、総会の議決を要しない、この法人の運営に必要な事項

(運営)

第32条 理事会の運営の方法は、総会において別に定める。

第33条～第37条 削除

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

2 前項の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

3 基本財産は、財産目録のうち基本財産の部に記載された財産及び将来総会の議決により基本財産に組み入れられる財産とする。

4 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分)

第40条 基本財産は、これを処分し、または担保に供してはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会の議決により、その一部を処分し、または担保に供することができる。

2 前項の規定により、基本財産を処分し、または担保に供したときには、直後の総会に報告し、承認を得なければならない。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会において別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画および収支予算)

第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う予算は、事業年度ごとに理事会において議決しなければならない。

2 前項の規定により成立した事業計画および収支予算は、直後の総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決により、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第50条 削除

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を受けなければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 運営会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、運営会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(精算人の選任)

第53条 この法人が解散したときは、理事が精算人となる。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報において掲載して行う。

法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、法人のホームページに掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第57条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、必要に応じて事務局長その他の職員を置くことができる。

3 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第 1 1 章 雑則

(細則)

第 5 8 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会において別に定める。

付則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理事長	東	良一
副理事長	清水	大悟
理事	鈴木	晃夫
理事	蓮尾	純子
監事	田久保	晴孝

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 1 6 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人が成立した日から平成 1 3 年 3 月 3 1 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 4 4 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 4 9 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 1 2 年 3 月 3 1 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

運営会員	年額 1, 5 0 0 円
普通会员	年額 1, 5 0 0 円
ジュニア会員	年額 5 0 0 円
賛助会員	年額 2, 0 0 0 円以上